

## 令和２年度２月補正予算の概要について

令和３年２月１５日

令和２年度２月補正予算の概要を発表いたします。

今回の補正予算は、  
新型コロナウイルス感染症対策や  
国の補正予算を活用する事業を始め、  
緊急に措置すべき経費などについて計上いたしました。

その主な内容といたしましては、  
新型コロナウイルス感染症対策として、

- ・ 感染拡大に備えた入院病床の確保、
- ・ 医療従事者を支えるための手当金、
- ・ 個人向け緊急小口資金等の特例貸付、
- ・ 観光需要の増加に対応するための宿泊割引支援、

そのほか、

- ・ あづま陸上競技場の機能向上、
- ・ 自然災害に備えた河川や道路の防災力強化、

また、  
除染に伴う除去土壌搬出事業や  
これまでに計上した感染症対策事業を始め、  
事務事業の年間所要見込額の確定に伴う減額補正についても、  
併せて計上いたしました。

以上により、一般会計における補正予算の総額は、  
９０７億５千５百万円の減、  
本年度予算の累計額は、  
１兆５，１０８億４千１百万円となります。

福島県財政課

電話 ０２４－５２１－７０８９

## 令和2年度2月補正予算主要事業一覧

(単位：千円)

## &lt;一般会計&gt;

1 新型コロナウイルス感染症対策 計 8,451,136

## 主な内訳

(1) 入院病床の確保 (新型コロナウイルス感染症対策本部：医療対策班)  
9,973,208

新たな病床の確保や病床区分の見直しによる単価の変更に伴う増額を行い、医療提供体制を整えるための入院病床を確保する。

(2) 医療従事者への手当金の支給 (保健福祉部：医療人材対策室)  
県独自 528,498

医療従事者を支えるために支給している手当金について、感染患者数の増加や検査体制の強化に伴い対象者数の増加が見込まれるため増額する。

(3) 生活福祉資金貸付等補助事業 (保健福祉部：社会福祉課)  
国の補正予算活用 3,076,000

国の第3次補正予算により期間が延長された生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付について増額を行い、収入が減少した世帯の資金需要に対応する。

(4) 観光周遊宿泊支援対策事業 (観光交流局：観光交流課)  
県独自 81,050

宿泊割引を再開した後の需要増加に速やかに対応するための経費を追加し、宿泊施設の利用促進による観光需要の回復を図る。

(5) 感染症拡大防止協力金や支援金などの減額 (商工労働部：商工総務課)  
▲2,916,731

令和2年4月から5月に実施した休業等の要請に伴う事業者への協力金や支援金、売上が減少した事業者への給付金や交付金などについて、所要見込みにより減額する。

## (6) 社会福祉施設への慰労金や支援金などの減額

(保健福祉部：高齢福祉課、障がい福祉課　こども未来局：児童家庭課)

▲2,660,641

社会福祉施設に勤務する職員へ支給した慰労金や、感染防止対策のための支援金について、所要見込みにより減額する。

### 2 あづま陸上競技場魅力創出事業 (企画調整部：地域政策課)

国の補正予算活用

1,690,280

あづま陸上競技場の照明設備の整備やフィールドの改修を行い、施設の機能と利便性を向上させることにより、施設利用や誘客を促進し、地域経済の活性化と地域活力の創出を図る。

### 3 交付金事業 (河川) (土木部：河川整備課)

国の補正予算活用

公共事業

8,207,600

国の第3次補正予算を活用し、近年頻発・激甚化している自然災害による浸水被害の防止に向け、河道掘削や築堤工事等を推進する。

### 4 交付金事業 (道路) (土木部：道路計画課)

国の補正予算活用

公共事業

8,843,404

国の第3次補正予算を活用し、国道や県道の道路改築や法面对策を行い、近年頻発・激甚化している自然災害に備えた防災力の強化を図る。

### 5 除染に伴う除去土壌搬出等事業 (生活環境部：除染対策課)

▲43,337,190

除去土壌の端末輸送等に関して、年間所要額の減が見込まれるものや、一部終了が令和3年度となるものについて、事業費を減額する。

## 6 公共事業・県単公共事業・維持補修費【再掲】

▲4,617,011

(単位：千円)

		農林水産部	土木部	計
普通建設事業	補正額	1,856,800	7,555,967	9,412,767
	累計額	26,513,821	20,510,765	47,024,586
災害復旧事業	補正額	▲5,171,077	▲20,976,970	▲26,148,047
	累計額	5,222,811	21,564,286	26,787,097
国直轄事業負担金	補正額	17,095	▲1,507,491	▲1,490,396
	累計額	1,720,580	27,823,568	29,544,148
<b>公共事業計</b>	<b>補正額</b>	<b>▲3,297,182</b>	<b>▲14,928,494</b>	<b>▲18,225,676</b>
	<b>累計額</b>	<b>33,457,212</b>	<b>69,898,619</b>	<b>103,355,831</b>
県単公共事業	補正額	▲632,074	12,571,300	11,939,226
	累計額	20,284,277	184,273,750	204,558,027
<b>合計</b>	<b>補正額</b>	<b>▲3,929,256</b>	<b>▲2,357,194</b>	<b>▲6,286,450</b>
	<b>累計額</b>	<b>53,741,489</b>	<b>254,172,369</b>	<b>307,913,858</b>
維持補修費	補正額	▲6,232	1,675,671	1,669,439
	累計額	1,219,892	33,232,597	34,452,489
<b>総計</b>	<b>補正額</b>	<b>▲3,935,488</b>	<b>▲681,523</b>	<b>▲4,617,011</b>
	<b>累計額</b>	<b>54,961,381</b>	<b>287,404,966</b>	<b>342,366,347</b>

### ※主な減額事業

[年間所要見込みによる減額]

- ・ 公共災害復旧費（土木部：河川整備課） ▲20,068,232
- ・ 復興公営住宅整備促進事業（土木部：建築住宅課） ▲5,313,063
- ・ 国直轄道路事業費負担金（再生・復興）（土木部：道路計画課） ▲3,969,667

## 令和2年度2月補正予算の概要

(単位：百万円)

### 1 予算規模

補正額	▲90,755
本年度予算現計額	1,601,596
本年度予算累計額	1,510,841
前年度同期予算額 (令和元年度2月補正後)	1,515,739
前年度同期比	1.00倍
前年度同期比増減額	▲4,898

### 2 補正額の財源内訳

地方消費税清算金	▲1,745
地方譲与税	▲3,364
地方交付税	▲5,986
分担金及び負担金	▲3,273
国庫支出金	▲22,051
繰入金	▲49,209
諸収入	▲13,462
県債	8,092
その他	242

(注) 表示単位未満の端数については、記載区分毎に四捨五入している。

～ 東日本大震災以降、これまでの補正予算編成について ～

■ <u>平成22年度一般会計補正予算総額</u>	170億7,100万円
	【第5号】(平成23年3月22日専決)
	【第6号】(平成23年3月31日専決)
■ <u>平成23年度一般会計補正予算総額</u>	1兆4,714億4,100万円
	【第1号】(平成23年4月15日専決)
	}
	【第12号】(平成24年3月30日専決)
■ <u>平成24年度一般会計補正予算総額</u>	2,304億7,100万円
	【第1号】(平成24年5月18日専決)
	}
	【第12号】(平成25年3月29日専決)
■ <u>平成25年度一般会計補正予算総額</u>	417億3,200万円
	【第1号】(平成25年4月23日専決)
	}
	【第8号】(平成26年3月31日専決)
■ <u>平成26年度一般会計補正予算総額</u>	2,757億5,600万円
	【第1号】(平成26年7月2日議決)
	}
	【第9号】(平成27年3月31日専決)
■ <u>平成27年度一般会計補正予算総額</u>	1,511億3,100万円
	【第1号】(平成27年7月1日議決)
	}
	【第7号】(平成28年3月31日専決)
■ <u>平成28年度一般会計補正予算総額</u>	2,016億4,800万円
	【第1号】(平成28年7月6日議決)
	}
	【第5号】(平成29年3月31日専決)
■ <u>平成29年度一般会計補正予算総額</u>	▲1,711億7,300万円
	【第1号】(平成29年7月5日議決)
	}
	【第7号】(平成30年3月30日専決)
■ <u>平成30年度一般会計補正予算総額</u>	▲1,059億7,200万円
	【第1号】(平成30年7月6日議決)
	}
	【第9号】(平成31年3月29日専決)
■ <u>令和元年度一般会計補正予算総額</u>	533億7,600万円
	【第1号】(令和元年7月4日議決)
	}
	【第10号】(令和2年3月31日専決)
■ <u>令和2年度一般会計補正予算総額</u>	1,597億6,000万円
	【第1号】(令和2年5月5日議決)
	}
	【第10号】(令和3年2月5日専決)